

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.23

【事務局】北海道立消費生活センター（指定管理者（社）北海道消費者協会）<http://www.do-syouhi-c.jp>
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

ますます悪質・巧妙化する相談被害

北海道立消費生活センター

このたび、平成19年度上半期の消費生活相談概要(速報値)がまとまりました。相談受付件数は、4,788件と前年同期に比べ約2割減少しました。ハガキや封書を使った、総合消費料金等の架空請求が大幅に減少したことが、主な要因と思われます。

相談者の性別では、前年同期に比べ男性の割合がやや増えました。年齢別では、30歳代が約2割を占め、もっとも多く、次いで20歳代、40歳代等となっており、前年同期と同じ結果となりました。

職業別では、給与生活者が半数近くを占め、無職、家事従事者の順で、前年同期と変わりありませんでした。

携帯電話に架空請求メール

特徴としては、携帯電話に身に覚えのない請求メールが届いた、という相談が増加しています。

また、ネット社会を反映した有料サイトに係わる不当・高額請求や、消費者金融等に係わる多重債務の相談、さらには零細事業者等を狙った電話機リースに関するものが目立っています。

主な相談事例

携帯電話に、総合情報サイト料金が未納のため、至急電話するようにとのメールがあったが、まったく身に覚えがない。どう対処したらよいか。

携帯電話に、知らないサイトから『貴方にメールが届いています。』とメールがあり、返信した。追加ポイントの表示が出て、はじめて有料と知り、相手のメール先に連絡すると、『料金は、今度会った時に渡すので支払ってほしい。』と言われ信用し、カード決済した。その後もメールを続けたが、一向に会う約束は守られず、サクラではないかと気づいた。高額請求となったが、支払いを拒否できるか。

農家だが、販売業者が来て、アナログ回線をデジタルに替えると電話料金が安くなると説明され、電話機リース契約をした。電話は、ほとんど家庭用として使用しているが事業者契約として契約させられた。電話料金は安くなっておらず、毎月の支払いも高額なので、解約したい。

ふとんの二次被害にご注意を!

過去に訪問販売で契約した家に訪問

(北海道立消費生活センター 『きらめっく』No.47 より)

ふとんなどの二次被害に関する相談が、一人暮らしの高齢者から寄せられています。

過去に訪問販売で契約した消費者宅に訪れ、点検やアフターサービスなどと言って、なかば強引にあがり込むケースも見受けられます。

なかには倒産した事業者の顧客名簿などを入手するなどして、名前をかたり、倒産した事業者と関連があるように思わせて、消費者宅をまわっているケースもあるようです。

また、アフターサービスでふとんを打ち直すと言って現金を受け取り、預かり証などを渡さず、連絡先も知らせないまま家にあるふとんを持ち去ってしまう、といった悪質なケースも見られます。

訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフが可能です。書面を受け取っていない場合や、書面に必要事項が記載されていない場合、クーリング・オフ期間は継続します。

しかし、書面も渡されず、商品を持ち去られてしまい、事業者の手がかりがない場合などは、解決が困難です。

知らない事業者を容易に家に上がらせないこと、不審に思ったら契約せず、まわりに相談するなど注意が必要です。どうしても事業者が帰らない場合は警察に通報しましょう。

また悪質商法の契約トラブルから高齢者を守るためには、日ごろから接する機会の多い身のまわりの方々に様子を気にかけていただき、地域で連携して見守ることが大切です。



恋愛感情を利用し 宝飾品を次々販売

出会い系サイトの危険なワナ

(北海道立消費生活センター 『きらめっく』No.35 より)

異性間の感情につけ込んで高額品を売りつけ、トラブルになるケースが全国的に多発しています。



相談者は20代の女性。出会い系サイトで知り合い、メールのやりとりや電話で話したあと、会うことになりました。

最初のデートの時、男性は「宝石デザイナーをやっている」と自己紹介。自分がデザインしたというペンダントを女性につけさせ「似合っている」と購入を勧めました。女性がとまどくと「一回装着したものは中古になるんだよ」と半ば強引に契約書にサインさせ、金額は男性が記入しましたが、帰宅してから確かめると百万円をこえる額でした。

1ヶ月後、男性から電話があり「お礼に指輪をプレゼントしたい。」女性は、相手の気持ちを確かめたい思いもあり会うと、「指輪は会社に内緒で自分がデザインしたものだ。支払いは自分でするので名義を貸してほしい。」つまり、名義貸しです。この後も、もう一度名義を貸してほしいといわれ、「好きだ」とメールが届いていたこともあり、断りきれずに契約してしまいました。

女性は、男性が全く支払ってくれないことにふんざりをつけ、当センターに相談しました。

センターは、事業者に対して 販売目的を隠しての呼び出し 名義貸し 次々販売など、販売方法に問題があったとして、3件すべての契約の解約を申し入れました。

その結果、事業者も違法性を認め、1件目は相談者が早期解決を希望したこともあり、信販解約手数料を負担、2件目と3件目は無条件解約で既払い金が返金されることで解約しました。